

令和7年度 指定管理者選定委員会の審査結果一覧 ～令和8年4月1日から管理運営が開始となる指定管理施設の候補団体～

対象施設： 50施設 20グループ

令和7年10月30日現在

1 公募による選定施設（対象施設： 31施設 14グループ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請結果		審査結果		担当課
					団体数	申請団体名	指定管理者候補団体名	選定の理由	
1	地域情報通信施設（戸隠、鬼無里、信州新町、中条）	4	5年	更新	1	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	情報システム課
2	ふれあい福祉センター	1	5年	更新	1	(福)長野市社会福祉協議会	(福)長野市社会福祉協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	福祉政策課
3	信州新町福祉センター	1	5年	更新	1	(福)長野市社会福祉協議会	(福)長野市社会福祉協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
4	信州新町授産センター	1	5年	更新	2	労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団 NPO法人なかじょう	労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団	施設の現状と設置目的を理解しており、より安定的かつ適切な管理運営が期待できる。	
5	中条社会就労センター、地域活動支援センターけやき	2	5年	更新	1	NPO法人なかじょう	NPO法人なかじょう	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	福祉政策課 障害福祉課
6	障害者福祉センター	1	5年	更新	1	(福)長野市身体障害者福祉協会	(福)長野市身体障害者福祉協会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	障害福祉課
7	温湯温泉利用施設	1	5年	更新	1	スポーツメディア株式会社	スポーツメディア株式会社	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	観光振興課 高齢者活躍支援課
8	中条地域特産物販売施設、中条農林産物直売施設	2	5年	更新	1	eternal story株式会社	eternal story株式会社	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	観光振興課 (西部産業振興事務所)
9	南長野運動公園総合運動場、市民プール（犀南、安茂里）	3	5年	更新	1	南長野スポーツマネジメント共同事業体	南長野スポーツマネジメント共同事業体 ※1	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	スポーツ課
10	真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）、真島テニスコート、青垣公園市民プール	3	5年	更新	1	株式会社フクシ・エンタープライズ	株式会社フクシ・エンタープライズ	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
11	北部スポーツ・レクリエーションパーク、昭和の森公園フィットネスセンター、昭和の森公園テニスコート	3	5年	更新	1	株式会社フクシ・エンタープライズ	株式会社フクシ・エンタープライズ	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	
12	戸隠体験市民農園	1	5年	更新	1	とんくるりんファームとがくし	とんくるりんファームとがくし	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	農業政策課
13	市民農園（小森、青池、松代東条、安庭）	4	5年	更新	1	(一)長野市農業公社	(一社)長野市農業公社	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	
14	茶臼山公園（植物園口駐車場を除く）、茶臼山自然植物園（恐龍公園）、茶臼山マレットゴルフ場、城山公園	4	5年	更新	1	Green パークパートナーズ	Green パークパートナーズ ※2	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	公園緑地課 スポーツ課

※1 構成団体：シンコースポーツ株式会社、株式会社長野県民球団、株式会社長野バルセイロ・アスレチッククラブ、株式会社NTTファシリティーズ）

※2 構成団体：一般社団法人長野市開発公社、NPO法人長野市環境緑化協力会

2 公募によらない選定施設（対象施設：19施設 6グループ）

No	施設名	施設数	指定期間	更新／新規	申請団体名	審査結果		担当課
					【】内は「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の該当条件（※）	指定管理者候補団体名	選定の理由	
1	障害者福祉施設（栗田園、ハーモニー桃の郷、ほたるの里）、障害者就労支援施設（ななせ仲まち園、ふたば園）、障害児通園施設（篠ノ井愛の樹園）、障害者支援施設（ひかり学園）	7	3年	更新	（福）長野市社会事業協会	（福）長野市社会事業協会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	障害福祉課
					【指針第2項第2号に該当】 当該施設は障害者の入所施設及び通所・通園施設であり、利用者に与える影響が大きいことから、国においても当該施設が該当する社会福祉法の「第一種社会福祉事業」は、経営安定を通じた利用者の保護の必要性から、運営を行える経営主体は原則行政及び社会福祉法人に限定していることを勘案し、今後もサービス提供体制を維持するため。			
2	保育園（芋井、青池、清野、西条）	4	3年	更新	（福）長野市社会事業協会	（福）長野市社会事業協会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	保育・幼稚園課
					【指針第2項第3号に該当】 社会福祉法人長野市社会事業協会は、長野市に初めて保育園を開設（大正13年）した団体で、市は青池保育園を昭和54年から、芋井、清野、西条の各保育園を開設当初（昭和54年～）から当該団体へ経営を委託し、これまで保育サービスの提供を行ってきたことや、保育の継続という観点からも、引続き当該団体が運営することで子どもたちへの一貫した教育・保育の提供と保護者支援が期待でき、今後もサービス提供体制を維持することができるため。			
3	北部勤労者活躍支援センター	1	1年2ヵ月	新規	協同組合長野シーアイ開発センター	協同組合長野シーアイ開発センター	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	商工労働課
					【指針第2項第7号に該当】 当該施設は、旧北部勤労青少年ホーム、旧柳町働く女性の家及び2つの機能を受け入れる中部勤労青少年ホームを引き継ぐ施設であり、施設運営の切り替えを円滑に進める必要があるため。指定期間は、供用開始前に講座の募集期間を確保する必要があることや、次々回の指定期間において、南部勤労者活躍支援センター、中高年齢労働者福祉センターの更新時期に合わせる点から、1年2ヵ月の延長とする。			
4	長野運動公園総合運動場、西和田テニスコート、北部市民プール	3	3年	更新	シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体	シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	スポーツ課
					【指針第2項第7号に該当】 現在新総合体育館を建設中であり、次回指定期間中の旧総合体育館から新総合体育館への切れ目のない移行や、新総合体育館を含めたアクアウイングと一体となる新自家発電等の設備管理を円滑に運用するため。新施設の安定的な運用のため、指定期間を3年の期間延長とする。			
5	篠ノ井中央公園、茶臼山自然植物園、茶臼山公園（植物園口駐車場）	3	5年	更新	（一財）ながの緑育協会	（一財）ながの緑育協会	施設の現状と設置目的を理解しており、更なるサービスの向上と適切な管理運営が期待できる。	公園緑地課
					【指針第2項第3号に該当】 本市は、篠ノ井中央公園を「緑育の拠点」、茶臼山自然植物園を「緑育実践の場」と位置付けている。緑育の推進のために平成26年10月に本市が設立した「一般財団法人ながの緑育協会」を指定管理者の相手方とすることで「緑化意識の啓発と緑の普及」、「緑の人材育成と支援」、「緑の情報発信」などの緑育の推進につながる。			
6	芹田公民館	1	5年	更新	芹田地区住民自治協議会	芹田地区住民自治協議会	施設の現状と設置目的を理解しており、適切な管理運営が期待できる。	家庭・地域学びの課
					【指針第2項第1号に該当】 市立公民館の事業は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。			

【参考】「公募によらない指定管理者選定に関する指針」より抜粋

- 【指針第2項第1号】 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第2号】 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第3号】 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- 【指針第2項第4号】 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- 【指針第2項第5号】 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- 【指針第2項第6号】 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合
- 【指針第2項第7号】 その他、特に公募とすることが適当ではないと認められる場合